

あいちトリエンナーレ 2016 オフィシャルグッズ制作及び公式ショップ運営業務 プロポーザル募集要項

1. 事業の趣旨

あいちトリエンナーレ実行委員会が主催する「あいちトリエンナーレ 2016」において、オフィシャルグッズ制作及び公式ショップ運営業務を行う事業者を次のとおり募集します。

2. 事業名

あいちトリエンナーレ 2016 オフィシャルグッズ制作及び公式ショップ運営業務

3. 業務内容

別添「あいちトリエンナーレ 2016 オフィシャルグッズ制作及び公式ショップ運営業務委託仕様書」のとおり

4. 委託業務期間

契約の日から平成 28 年 12 月 28 日（水）まで

5. 参加資格要件

参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる能力を有する法人であり、以下の条件を満たす者であること。

- (1) 現に県内で物品販売店舗を営業している法人、または、過去において営業実績を有する法人で、良好な営業経験を有すること。
- (2) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- (3) 関係法令に基づく行政処分を過去 3 年間官公庁から受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (6) 国内のいずれかの自治体から暴力団等排除措置等による入札除外措置を受けていないこと。
- (7) あいちトリエンナーレの開催意義を理解し、当実行委員会と協働で業務を進める意思を有していること。

6. 企画提案書の作成

以下の項目について、作成してください。

企画提案書の様式は、日本工業規格 A 4 縦型とします。

- (1) 申込書（別紙）
- (2) 企画提案書（様式 1）
- (3) 会社概要（様式 2）
- (4) 誓約書（様式 3）

7. プロポーザルの参加申込方法

プロポーザル参加希望者は、次により提出してください。

(1) 応募書類の受付期間

平成27年7月16日（木）午前9時から平成27年7月31日（金）正午まで
（土曜日、日曜日、月曜日を除く）

(2) 提出書類

「6. 企画提案書の作成」に規定する様式

※あいちトリエンナーレ実行委員会事務局が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(4) 提出方法

参加を希望する者は、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局宛に、必要書類を持参又は郵送により提出して下さい。なお、持参による場合は、土曜日、日曜日、月曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとします。ただし、郵送・持参いずれの場合も、最終受付日7月31日（金）の正午必着とします。

(5) プロポーザル関係書類の提出場所及び送付先

〒461-8525

愛知県名古屋市東区東桜1-13-2

愛知芸術文化センター6階

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 事業第二グループ

担当：市川、細川

電話：052-971-6127（ダイヤルイン）

※応募書類一式は、あいちトリエンナーレホームページに、7月16日（木）より掲載します。【 URL：<http://aichitriennale.jp/> 】

8. 提案事業の審査等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、実行委員会が設置するプロポーザル審査委員会において、書面審査及びプレゼンテーションによる審査を行い、優秀提案者の選定を行います。

なお、審査委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申し立てには応じません。

(2) 審査委員会における審査

・提案書に基づき、書面審査及び提案者によるプレゼンテーション(15分)により行います。

なお、プレゼンテーションの開始時間については、別途連絡します。

・プレゼンテーションは、提案書により行うこととし、パソコン及びプロジェクター等の使用は不可とします。

・説明終了後に、質疑応答(10分程度)を行います。

(3) 審査基準

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、ホームページ上で公表します。

(5) スケジュール

- 平成27年7月16日(木)～7月27日(月) 募集要項の公表・配付
〃 7月16日(木)～7月27日(月) 質問受付及び回答
〃 7月16日(木)～7月31日(金) 企画提案書募集期間
〃 8月5日(水) プロポーザル審査委員会
〃 8月6日(木) 審査結果の通知及び公表

9. プロポーザルに関する質問の受付、回答

- (1) 受付期間 平成27年7月16日(木)～7月27日(月) 午後5時まで【必着】
(2) 質問方法

質問がある場合は、メール(件名に『あいちトリエンナーレ 2016 オフィシャルグッズ制作及び公式ショップ運営業務』と記載してください。)若しくは郵便によりお願いします。(電話による問い合わせは不可とします。)

《質問先》

〒461-8525

愛知県名古屋市中区東桜1-13-2

愛知芸術文化センター6階

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局 事業第二グループ

担当：市川、細川

E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

- (3) 回答方法

質問に対する回答は、あいちトリエンナーレ2016ホームページに、随時掲載します。【URL：<http://aichitriennale.jp/>】

10. 企画提案書類作成上の注意

- (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア. 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
イ. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
ウ. 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
エ. 募集要項に違反すると認められる場合

- (2) 著作権・特許権

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権等その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

- (3) 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

- (4) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

- (5) その他

参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

11. 契約の締結

あいちトリエンナーレ実行委員会事務局は、選定した契約候補者の企画提案書に基づき契約内容に関する協議を行い、同者と業務委託契約を締結します。なお、契約が不調に終わった場合には、次点の者と交渉することとします。

12. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的（月に1回程度）にあいちトリエンナーレ実行委員会事務局と打合せ等を行なうこととします。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ません。但し、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局と協議の上、一部の業務を委託することができます。
- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

13. 業務の継続が困難となった場合の措置について

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局は、契約を取り消すことができます。この場合、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- (2) 災害その他不可抗力等、あいちトリエンナーレ実行委員会事務局及び受託者双方の責に帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとします。その結果、業務を継続しないこととなった場合は、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14. その他

- (1) 提出された書類は、提案者に無断で、審査の用途以外に使用しません。
- (2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (3) 企画提案書の作成、提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (4) 提出された書類は、愛知県情報公開条例に基づき、情報公開請求の対象となります。

あいちトリエンナーレ 2016 オフィシャルグッズ制作及び公式ショップ運営 業務委託仕様書

1. 委託業務内容

あいちトリエンナーレ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する以下のグッズの制作等及び公式ショップ運営業務を委託する。

(1) 制作及び卸売等業務

①公式デザイナーグッズ（ピンバッチ含む。）

公式デザイナーがデザインするグッズ

②アーティストグッズ（新製品）

あいちトリエンナーレ 2016 の参加アーティスト等に関連して、今回新たに制作するグッズ

(2) 仕入れ及び卸売等業務

③セレクトグッズ

あいちトリエンナーレ 2016 のテーマやコンセプトから、芸術監督がセレクトするグッズ

④アーティストグッズ（既製品）

あいちトリエンナーレ 2016 の参加アーティストの既成グッズ、書籍、DVD 等

⑤地元企業コラボグッズ

デザイナーが、既製品のパッケージをリデザインするグッズ

⑥その他のグッズ等

前記③のセレクトグッズ同様に、テーマやコンセプトから、受託事業者が実行委員会に提案するなど、両者の協議により決定するグッズ

(3) 公式ショップ運営業務

前記(1)及び(2)のグッズを愛知県美術館 10階のミュージアムショップスペース及び実行委員会が定める次の場所などでの販売・卸売を行う。

①名古屋市内のまちなか（長者町地区など）、豊橋市内及び岡崎市内のインフォメーション及び既設店舗（飲食店等）への卸売…10箇所程度

②移動型展示（モバイル・トリエンナーレ）における出張販売…4箇所（予定）

また、その他公式ショップ運営業務に係る全ての業務を行う。

2. 委託条件

(1) 申込者が自ら運営すること。

(2) 上記委託業務にかかわる一切の経費は、受託者の負担にて行うこと。

(3) その他、運営に係る全ての業務は、実行委員会の承認を得て行うこと。

※ 上記に記載されていない事項は、受託事業者内定後に調整します。

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
提案内容の 的確性と効果	オフィシャルグッズの企画・制作において、話題性のある商品展開やPR効果が見込めるか。
	セレクトグッズ、アーティストグッズ等の既製品の選定において、効果的な提案が見込めるか。
	公式ショップの運営業務を効果的に展開するための戦略が、具体的に示されているか。
	公式ショップの収益性が見込めるか。また、適正なロイヤリティ（実行委員会への売上納付金）が設定されているか。
事業実施能力	提案内容等の事業について、十分な実行可能性が認められるか。また、事業を計画的、効果的かつ効率的に運営できる人員体制や連携体制等が示されているか。
	美術展や企画展等でのショップ経営など本事業に類する事業で良好な実績を有しており、その経験等を十分に活かすことが期待できるか。
	事業実施内容のスケジュール等の計画、また実施後の数値目標等が具体的に示されているか。